

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成28年1月27日答申分

答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500293 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500074 号

第 1 結論

請求者の A 社(現在は、B 社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 49 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 6 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 49 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 49 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、A 社に昭和 49 年 5 月 31 日まで在籍し、翌日の同年 6 月 1 日に関連会社の C 社に異動した。請求期間当時の給与明細書は所持していないが、同年 5 月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年 6 月 1 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 社の回答及び請求期間当時、A 社の取締役かつ C 社の代表取締役であったとする者の回答から判断すると、請求者は請求期間において A 社に継続して勤務し(A 社から C 社に異動) 当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B 社及び複数の同僚の回答から、昭和 49 年 6 月 1 日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社に係る健康保険厚生年

金保険被保険者名簿の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、請求期間について、請求者の厚生年金保険資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否かは不明であるものの、厚生年金保険料は納付したと思われる旨回答しているが、請求者に係る厚生年金保険被保険者記録における資格喪失年月日が雇用保険の被保険者記録における離職年月日の翌日である昭和49年5月31日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を厚生年金保険被保険者資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500288 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500075 号

第 1 結論

請求期間 について、請求者の A 社 B 支店(現在は、A 社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間 について、請求者の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間 について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 7 月 1 日から同年 11 月 4 日まで

昭和 57 年 4 月 3 日から同年 5 月 10 日まで

昭和 58 年 10 月 24 日から同年 12 月 29 日まで

請求期間 について、厚生年金保険の記録では、A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 56 年 11 月 4 日となっているが、私の紹介で同社に入社した友人より資格取得年月日が後になっているのは納得できない。私の雇用保険被保険者離職票では、被保険者となった年月日は同年 7 月 1 日となっていることから、同年 7 月 1 日を資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間 については A 社 B 支店に、請求期間 については A 社本社にそれぞれ臨時社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、各請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間 について、請求者に係る雇用保険の加入記録及び請求者の紹介により A 社 B 支店に入社したとして請求者が名前を挙げた同僚の証言から、請求者は、当

該期間において同社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「当時の関係書類は保存期限の経過により確認できないことから、詳細については不明である。」旨回答しており、請求者に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、請求者から提出された昭和56年分給与所得の源泉徴収票によると、社会保険料等の控除額欄に記載された金額は、A社B支店における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同年11月分及び同年12月分の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料及び健康保険料の被保険者負担分と、同年分の給与支払額から算出した雇用保険加入期間に係る雇用保険料の被保険者負担分の合計額とほぼ一致することから、請求期間に係る厚生年金保険料は、請求者の給与から控除されていなかったことがうかがえる。

さらに、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は昭和56年11月4日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

請求期間について、雇用保険の加入記録から、請求者は、当該期間においてA社B支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「当時の関係書類は保存期限の経過により確認できないことから、詳細については不明である。」旨回答している上、請求者は同僚に対する調査を希望していないことから、請求者に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は、昭和57年4月3日に同社B支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年5月10日に同資格を再度取得していることが確認できる上、当該記録はオンライン記録と一致しており、不自然な訂正等も見当たらない。

請求期間について、雇用保険の加入記録及び請求者から提出されたA社に係る臨時社員の雇用契約書から、請求者は、当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「当時の関係書類は保存期限の経過により確認できないことから、詳細については不明である。」旨回答しており、請求者に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、請求者から提出された昭和58年分給与所得の源泉徴収票によると、社会保険料等の控除額欄に記載された金額は、同年分の給与支払金額から算出した雇用保険加入期間に係る雇用保険料の被保険者負担額とほぼ一致することから、請求期間に係る厚生年金保険料は、請求者の給与から控除されていなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間において、

同社における厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は確認できない。

このほか、請求者の請求期間、及び における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間、及び に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。